

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和4年12月定例会	
議案番号 議案名	議案第47号 松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議員名・会派名等	はじめの会(鴈野聡、石塚裕、柿沼光利、田中睦生、岡本優子)
賛否態度	賛成
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>先ほど、総務財務常任委員長よりご報告のありました、「議案第47号 松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、会派を代表して「賛成」の討論をいたします。</p> <p>2021年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。同法は、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律」について所要の整備を行うもので、「個人情報の保護に関する法律」については、①個人情報保護法、②行政機関個人情報保護法、③独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本化するとともに、各自治体の個人情報保護条例の改廃を求め、法律による共通ルールを規定しました。市独自に条例を作り守ってきたものを、国の権限でリセットさせ、それに従わない場合、「法律違反と判断される可能性がある。」と、国は個人情報保護法の改定にあたり、自治体への監視や勧告までも定めてきました。これは、地方自治の侵害だと言わざるを得ません。</p> <p>しかしながら、松戸市として国の定めた法律上の範囲内で、自治体の判断に任される部分の中において、市民の利益を最大限考慮し、本条例案を策定したということが、委員会審査や他の自治体と比較をしてよく分かりました。</p> <p>私たちは国会議員ではなく、松戸の市議会議員ですから二元代表制の下、議案として上程された範囲内でしっかりと審査をしていくという責務を果たしていきたいと思っております。</p> <p>以下、賛成の理由を4点述べます。1つ目として、第1条の目的についてです。他の自治体の多くは個人情報保護委員会事務局の「個人情報保護法の施行に係わる関係条例の条文イメージ」に記載のひな形をそのまま条例化している自治体が多く見受けられ、パブリックコメントを経た自治体でさえも同様でした。現行の「松戸市個人情報の保護に関する条例」の目的は「本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もつて市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的な人権を擁護すること」ですが、改正案につきまし</p>

ても、ひな形をそのまま使うのではなく、現行の第 1 条の条文がそのまま活かされていました。定められた範囲内の中で、最大限市民目線に立った内容であり、高く評価するものであります。

賛成の理由、2 つ目として、松戸市個人情報保護審議会についてです。審議会への意見聴取について、不透明でプロセスが全く分かりませんでした。委員会において、「審議会での意見については、令和 4 年 9 月 9 日、10 月 13 日、11 月 17 日の 3 回ほど、条例案に関して、検討内容を報告し、現行制度を維持する視点で目的規定や開示決定の機関などに、ご意見・協議いただき、本条例案について、ご確認いただけた。」との答弁があり、さらには審議会の今後の役割についても現行の審議会とほぼ同じ内容になっていることが確認できました。審議会についても他の自治体と比較をしてご努力が見えました。

賛成の理由、3 つ目として、要配慮個人情報についてです。用語については現行条例と変わらないことがわかり、明文化はされてはおりませんでした。LGBT や生活保護の情報についても、その取扱いには十分注意が必要であるという本市のお考えが分かりました。非常にセンシティブな情報ですので、共通の認識があることがわかり、安堵しました。

最後に賛成の理由、4 つ目は、匿名加工情報の提供についてです。個人情報保護法による共通ルール化の最大の目的は匿名加工情報制度と情報連携を自治体におこなわせることです。匿名加工情報が本人の同意を得ずに、第三者提供、目的外利用が可能となるわけですが、個人情報を加工しているとはいえ、提供することが、どのような事態を引き起こすのか、どれくらいの人権侵害につながる可能性があるのかなど、懸念がありました。匿名加工情報の提供については、都道府県においては匿名加工情報の利活用の提案募集が義務付けられていますが市町村においては現段階では「できる」規定が適用されるという事で義務ではありません。松戸市はどのようにするのか疑問をしましたところ「制度の導入はしない。」との答弁があり、以上 4 つの賛成の理由を総括いたしまして、冒頭にも申し上げましたが、松戸市として、国が定めた法律の最大限にできる範囲内においての執行部の努力があり、現行条例と同等の個人情報の保護水準を維持できるものと判断ができましたので、賛成といたします。

皆様の満場のご賛同をよろしくお願いいたします。